

新ひだか町長選挙 新ひだか町議会議員選挙

投票日
4月19日(日)

この選挙は、私たちにとって最も身近な選挙であり、私たちの意思を町政に反映させる大切な選挙です。
大切な一票を棄権することなく投票しましょう。【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎49 - 0315

投票できる方

- 投票日当日、満18歳以上の方（平成20年4月20日までに生まれた方）で、令和8年1月13日までに転入の届け出をされ、令和8年4月19日まで引き続き町内に住所を有する方
- すでに新ひだか町の選挙人名簿に登録されている方
※投票日まで他の市区町村に転出された方は投票できません。

町内で転居される方

令和8年3月19日以降に町内転居の届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになりますので、郵送される投票所入場券をご確認ください。

投票所入場券

入場券は、4月8日ごろに郵送する予定ですが、地区によって配達日が異なります。
入場券は、投票所で投票用紙を受け取る際に必要となりますので大切に保管し、投票の際には忘れず持参してください。
また、入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所係員にお申し出ください。

投票時間

当日の投票時間は、7時から20時までです。
ただし、一部の投票所は投票時間を1時間繰り上げ、7時から19時までとなります（右表とおり）。

開票

- とき 4月19日(日) 21時00分から
- ところ 公民館 1階大会議室

期日前投票

仕事や旅行などにより、投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票制度をご利用ください。

- 期間 4月15日(水)～18日(土)
- 時間 8時30分～20時00分
- ところ 役場静内庁舎 1階ロビー
総合町民センター1階展示スペース

※お住まいの地区（静内・三石）にかかわらず、どちらの期日前投票所でも投票できます。

滞在先の市区町村での不在者投票

病院に入院中の方や長期出張中の方などは、入院先や滞在先市区町村で投票することができる不在者投票制度をご利用ください。

郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいのある方や要介護者で要介護5に認定されている方は、自宅などから郵便などで投票することができる不在者投票制度をご利用ください。

投票区	投票の場所
第1投票区	新ひだか町役場静内庁舎
第2投票区	新ひだか町図書館
第3投票区	未広生活センター
第4投票区	新ひだか町公民館
第5投票区	新ひだか町社会福祉会館
第6投票区	入船生活館
第7投票区	新ひだか町保健福祉センター
第8投票区	こうせい児童館
第9投票区	花園生活館
第10投票区	柏台会館
第11投票区	中野生活改善センター
第12投票区	静内旭町生活館
第13投票区	清水丘生活センター
第14投票区	神森会館
第15投票区	目名生活改善センター
※以下投票時間が繰り上げになる投票所	
第16投票区	田原生活館
第17投票区	御園生活館
第18投票区	農屋生活館
第19投票区	豊畑会館
第20投票区	ふれあい生活館
第21投票区	東西生活館
第22投票区	春立生活館
第23投票区	東静内会館
第24投票区	新ひだか町総合町民センター
第25投票区	港町生活改善センター
第26投票区	延出基幹集落センター
第27投票区	梟舞生活館
第28投票区	本桐生活館
第29投票区	歌笛生活館
第30投票区	川上会館